中小企業団体の組織に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業団体の組織に関する法律施行規則（平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（理事会の議事録） **第十二条**　［略］ ２　［略］ ３　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一　理事会が開催された日時及び場所（当該理事会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない理事若しくは監事又は組合員若しくは会員が当該理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（当該理事会の場所を定めなかった場合に限る。） 二～七　［略］ ４　［略］ （総会の議事録） **第六十四条**　［略］ ２　［略］ ３　総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一　総会が開催された日時及び場所（当該総会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない理事若しくは監事又は組合員若しくは会員が当該総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（当該総会の場所を定めなかった場合に限る。） 二～六　［略］	（理事会の議事録） **第十二条**　［略］ ２　［略］ ３　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一　理事会が開催された日時及び場所（当該理事会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない理事、監事又は組合員若しくは会員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。） 二～七　［略］ ４　［略］ （総会の議事録） **第六十四条**　［略］ ２　［略］ ３　総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一　総会が開催された日時及び場所（当該総会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない理事若しくは組合員若しくは会員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。） 二～六　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十六号

商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第四十八条第五項（同法第七十八条において準用する場合を含む。）及び第六十四条の四の規定に基づき、商店街振興組合法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年五月十四日　　経済産業大臣　梶山　弘志

商店街振興組合法施行規則の一部を改正する省令

商店街振興組合法施行規則（平成十九年経済産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（理事会の議事録） **第十条**　［略］ ２　［略］ ３　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一　理事会が開催された日時及び場所（当該理事会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない理事又は監事若しくは組合員が当該理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（当該理事会の場所を定めなかった場合に限る。） 二～七　［略］ （総会の議事録） **第六十六条**　［略］ ２　［略］ ３　総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一　総会が開催された日時及び場所（当該総会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない役員又は組合員が当該総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（当該総会の場所を定めなかった場合に限る。） 二～六　［略］	（理事会の議事録） **第十条**　［略］ ２　［略］ ３　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一　理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事又は監事若しくは組合員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。） 二～七　［略］ （総会の議事録） **第六十六条**　［略］ ２　［略］ ３　総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一　総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は組合員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。） 二～六　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。